

# 2026年度 「いじめ防止学校基本方針」

いしばし学園 池田市立石橋中学校

## <基本的な理念>

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。したがって、生徒の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を推進する。

## <いじめの定義>

～大阪府いじめ防止基本方針より～

「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な影響（インターネットを通じて行われるものを含む。）を受けたことにより、心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

- (注1) 「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。
- (注2) 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。
- (注3) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。
- (注4) 好意から行った行為が、意図せずに相手の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合など、すぐに加害者が謝罪し、再び良好な関係を築くことができた場合であっても「いじめ」として認知する。（指導にあたっては、「いじめ」という言葉を使わずに指導することもある。）

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンやスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等
- 卑わいなことを言われたり、身体を触られたり、性的な動画・画像を撮影・送信されたりするなど、性的な嫌がらせや性的な行為をされる。

## <いじめに対する基本姿勢>

- 「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識を持つこと
- 「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識を持つこと
- 「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という信念を持つこと

この3つの考え方を基本に、家庭・地域等と連携を図り、本校の課題を見出し、生徒の実態に応じた取り組みを推進する。また、市教委や関係機関等と連携し、「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」を適切に行う。

## <いじめの防止（未然防止・早期発見）>

### 1. 学校および教職員の基本姿勢

- 学校として「いじめは絶対に許さない」という強いスタンスを持ち、日々アンテナを張り、教職員間で生徒の情報を日常的に共有することを習慣づける。
- 教職員の「生徒に対する接し方」は非常に重要である。生徒を同じ人間として対等に接するよう努め、体罰や暴言・排除などは絶対に許さない姿勢を持ち続ける。また、教職員自身が生徒の見本となるような「人間像」を描き、行動・実践していく。
- 教職員は自らの資質向上のため、研修に積極的に参加するとともに、学んできた内容を全教職員に浸透させていく。

### 2. 未然防止に向けた教育活動と集団づくり

- 「いじめ防止」の最善の方法は「人間関係づくり」であると捉え、クラス集団を基本に、「人権教育を中心に据えた集団づくり」を推進・徹底する。同時に、「集団づくり」には「個々の自立・自律」が不可欠であると捉え、生徒個々の成長を促す指導を常に心がける。
- 道徳教育や人権学習、体験活動など、年間の教育活動全体を通じて、すべての生徒に「いじめは許されない」ことの理解を促し、豊かな情操や道徳心、互いの人格を尊重し合える態度を育てる。
- 生徒会を中心に「集団づくり」「学校の雰囲気づくり」を進め、生徒間で解決策を見出せるような関係性を構築する。また、生徒が教職員に対して「本当の気持ち」を話したり書いたりできるような、早期発見につながる信頼関係づくりに取り組む。

### 3. 早期発見と相談体制の充実

- いじめは、大人が気づきにくい時間帯や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が判断しにくい形で行われることが多いことを認識する。特に昨今は、スマートフォンやSNSの普及により、大人の目に見えにくい状況が進んでいる。教職員は、ささいな兆候であっても「いじめではないか」との疑いを持ち、早い段階からの的確に関わりを持つとともに、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知することが必要である。
- 休み時間や昼休み、放課後などの機会に生徒たちの様子に目を配り、「生徒たちのいるところには教職員がいる」ことを常に意識して、共に過ごす機会を積極的に設けていく。

- 日常生活における声掛け等を通じて気軽に相談できる環境を整えるとともに、定期的な面談期間を設けるなど、相談体制を整備する。
- 学期ごとにアンケートを実施し、生徒たちに寄り添った取り組みを進める。その際、目に見えない SNS ツールの内容を取り入れたり、外部の専門的な講師の講演を絡めたりするなど、生徒の実態に即したものにす。
- 「Q-U アンケート」等を実施して結果を全教職員で共有し、学級集団の状況分析や個々の生徒の思いを受け止め、配慮・支援体制づくりを進める。アンケート結果については保護者にも知らせ、連携を図っていく。

#### 4. 家庭・地域・関係機関との連携

- 保護者との人間関係を大切にし、日々の教育活動を通じて信頼と理解を得るよう努力する。生徒との人間関係に行き詰まった時にこそ相談し合えるよう、家庭訪問や懇談などを積極的に行う。
- 地域からの情報も貴重なものとして受け止める。日々、学校側のスタンスと進むべき方向性を理解していただく努力を怠らず、地域との連携を広げ、深めていく。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと情報共有を図り、早期に教育相談ができる体制づくりを進める。
- 外部機関との連携を常に図り、さまざまな角度から教職員の意識向上に努めるとともに、事案発生時の対処の仕方についても平時から連携しておく。

#### **<いじめに対する措置>**

##### 1. いじめの疑いがある場合の初動対応・事実確認

- いじめの疑いがあるという情報に接した場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「生徒指導委員会（いじめ防止対策委員会）」を中心に事実の把握を行い、今後の方向性や手立てなどを具体的に考え、組織的に行動する。
- 事実の把握は即日行うことを原則とする。被害を訴える生徒の思いに寄り添うことを第一とし、加害生徒とされる生徒からの聞き取りを迅速に行う。
- 多数の生徒が関わっていることも十分考えられるため、被害生徒の気持ちを確かめながら、周囲の集団への聞き取りも丁寧に行う。

##### 2. いじめを受けた生徒への支援

- いじめを受けた生徒の生命・心身の安全と安心を確保することを最優先とする。
- 複数の教職員で見守り体制を作り、生徒の苦痛や不安に共感的に寄り添い、継続的な心のケアを行う。必要に応じてスクールカウンセラーや養護教諭等と連携し、安心して学習に取り組める環境を整える。

### 3. いじめを行った生徒への指導

- いじめ行為を確認した場合は、直ちにその行為をやめさせる。
- 単なる罰ではなく、自らの行為の重大性や被害生徒の心の痛みを理解させ、健全な人間関係を構築できるよう、教育的配慮に基づいた指導・支援を継続的に行う。

### 4. 観衆・傍観者となった生徒への指導と学校全体の取り組み

- いじめ事象においては、いじめた生徒、いじめられた生徒だけでなく、いじめを知っていながら見て見ぬふりをしていた生徒、まったく無関心な生徒など、さまざまな立場が生じる。これらを、人間関係や所属集団、あるいは自分自身を見つめなおす機会と捉え、生徒と教師が一体となって「いじめの問題」を真正面から受け止める。誰もがいじめの当事者になり得ることを自覚させ、同じようなことが起こらないよう、学校全体で取り組んでいく。

### 5. 保護者との連携

- 事実確認の結果は、いじめの有無にかかわらず、即日対応することを原則とし、被害・加害双方の保護者（複数の場合はそのすべて）へ連絡する。
- 家庭訪問を中心に、事実経過の報告と今後の学校の姿勢や取り組みなどを丁寧に説明して理解を得るとともに、保護者からの要望があれば真摯に受け止め、今後の対応に生かしていく。

### 6. 事案の終結と継続的な見守り

- いじめが「解消している」状態とは、いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月以上止んでおり、かつ、被害生徒が心身の苦痛を感じていないと認められる状態を指す。
- 安易に「解決した」と判断せず、解消状態に至った後も日常的な観察や面談等続け、継続的に見守る。

## <重大事態への対応>

### 1. 重大事態の定義

いじめ重大事態とは

「いじめにより、本校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」

「いじめにより、本校に在籍する生徒が相当の期間（年間30日を一つの目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」を指す。

### 2. 発生時の速やかな報告と組織体制

- 重大事態が発生した、あるいはその疑いがあると判断した場合は、学校長が直ちに教育委員会へ報告する。
- 特定の教職員で抱え込まず、学校長のリーダーシップの下、全教職員が協力して事態の迅速な解決に当たる。

### 3. 調査組織の設置と事実関係の調査

- 教育委員会と協議・連携の上、速やかに「いじめ防止対策拡大委員会」等の調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 調査組織の構成においては、必要に応じて心理や福祉、法律の専門家など第三者の参加を図り、調査の客観性および公平性を確保する。

### 4. 被害生徒および保護者への配慮と情報提供

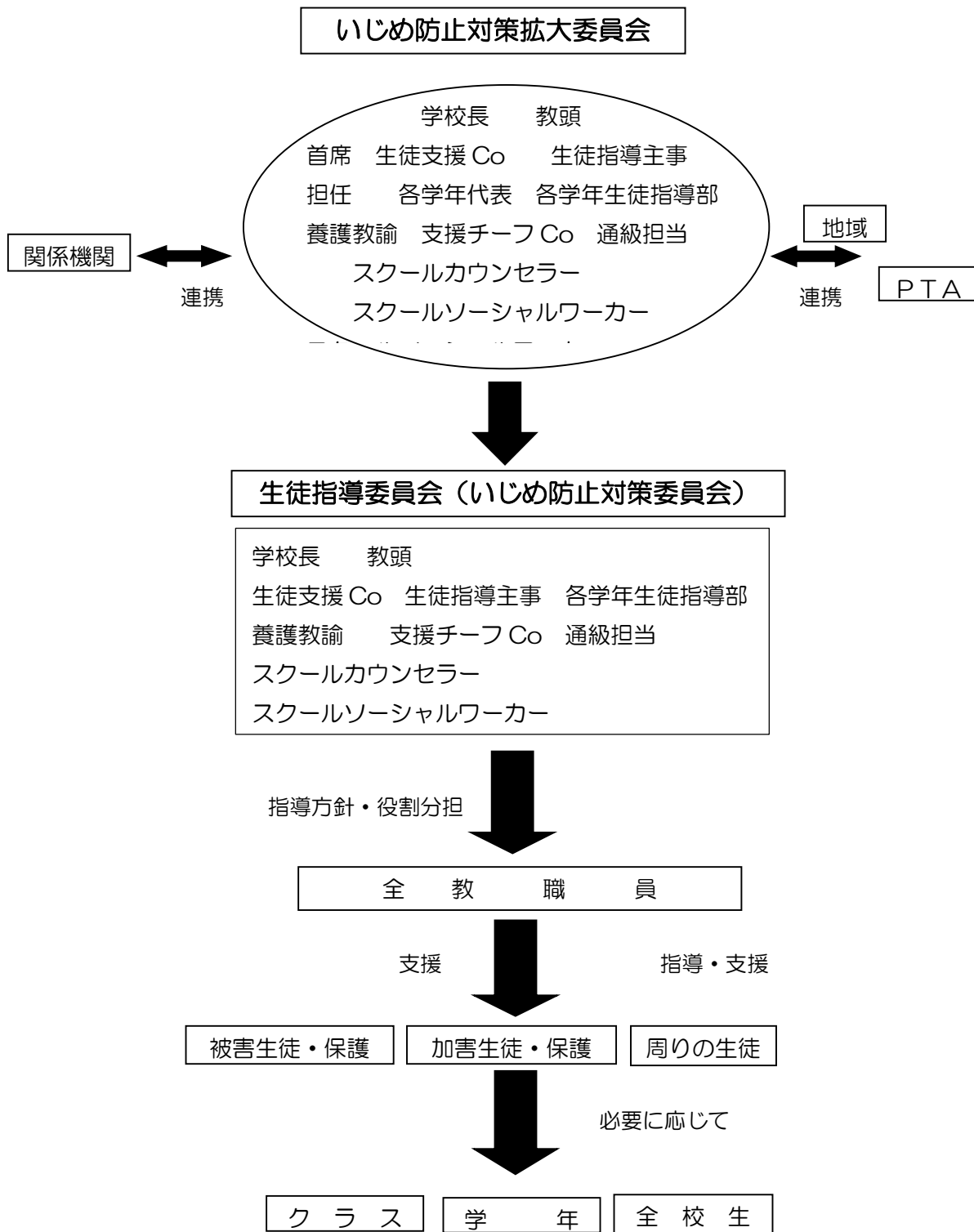
- 重大事態の調査にあたっては、被害生徒およびその保護者の思いを十分に受け止め、心情に最大限寄り添いながら進める。
- 調査によって明らかになった事実関係や進捗状況については、被害生徒および保護者に対して、適時・適切に分かりやすく情報提供を行う。
- 関係機関と連携し、被害生徒が平穏な学校生活を取り戻せるよう、継続的な心理的ケアや学習支援など最大限の支援を行う。

### 5. 調査結果の報告と再発防止

- 調査結果は、速やかに教育委員会へ報告する。
- 明らかになった事実関係に基づき、学校のこれまでの取り組みを検証し、同種の事案が二度と発生しないよう、再発防止に向けた具体的な改善策を策定し、学校全体で確実に実行していく。

<いじめに対する組織>

《いじめに関する学校体制》



<年間計画>

	1年	2年	3年	全体・教職員
1 学期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入学式</li> <li>・学級開き</li> <li>・家庭訪問</li> <li>・共生教育</li> <li>・自然学者に向けた取り組み</li> <li>・合唱際に向けた取り組み</li> <li>・学校をよりよくするためのアンケート</li> <li>・気分調べ</li> <li>・QU アンケート</li> <li>・三者懇談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学級開き</li> <li>・個人面談</li> <li>・校外学習にむけての取り組み</li> <li>・合唱際に向けた取り組み</li> <li>・学校をよりよくするためのアンケート</li> <li>・気分調べ</li> <li>・QU アンケート</li> <li>・三者懇談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学級開き</li> <li>・個人面談</li> <li>・修学旅行にむけての取り組み</li> <li>・進路学習</li> <li>・合唱際に向けた取り組み</li> <li>・学校をよりよくするためのアンケート</li> <li>・気分調べ</li> <li>・QU アンケート</li> <li>・三者懇談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導委員会（いじめ防止対策委員会）</li> <li>・小中連絡会議</li> <li>・「いじめ防止基本方針」</li> </ul>
2 学期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体育大会に向けた取り組み</li> <li>・福祉体験学習に向けた取り組み</li> <li>・気分調べ</li> <li>・学校をよりよくするためのアンケート</li> <li>・QU アンケート</li> <li>・三者懇談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体育大会に向けた取り組み</li> <li>・福祉体験学習に向けた取り組み</li> <li>・気分調べ</li> <li>・学校をよりよくするためのアンケート</li> <li>・QU アンケート</li> <li>・三者懇談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体育大会に向けた取り組み</li> <li>・進路学習</li> <li>・いのちの学習</li> <li>・気分調べ</li> <li>・学校をよりよくするためのアンケート</li> <li>・QU アンケート</li> <li>・三者懇談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導委員会（いじめ防止対策委員会）</li> <li>・教職員研修</li> <li>・情報モラル教室</li> <li>・</li> </ul>
3 学期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権学習</li> <li>・気分調べ</li> <li>・個人面談</li> <li>・学校をよりよくするためのアンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権学習</li> <li>・気分調べ</li> <li>・個人面談</li> <li>・学校をよりよくするためのアンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権学習</li> <li>・卒業に向けての取り組み</li> <li>・学校をよりよくするためのアンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年度の総括</li> <li>・生徒指導委員会（いじめ防止対策委員会）</li> </ul>